

議案第16号

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）
の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
16号	1

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「あるのは「要介護者のある職員（ただし、市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条を第8条の3とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

議案	頁数
16号	2

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するものの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下の条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。」を、「をするため、」の次に「市長が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇、介護時間及び組合休暇」に改め、同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

議案	頁数
16号	3

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、市長は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議 案	頁 数
16号	4

提案理由（議案第16号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、職員が働きながら介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び平成28年の人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、介護休暇の分割取得及び介護時間休暇並びに育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定を設けるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
16号	5

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p><u>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</u></p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市規則で定めるもの</p>	(新設)

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
- 第8条の3 (略)
- 2及び3 (略)
- 4 前3項_____の規定は、第15条第1項に規定する要介護者

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 (略)

2及び3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項にお

を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休

いて「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護

」と読み替えるものとする。

- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休

暇, 介護休暇, 介護時間及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は, 職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。), 父母, 子, 配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷, 疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため, 市長が, 市規則の定めるところにより, 職員の申出に基づき, 要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに, 3回を超えず, かつ, 通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は, 指定期間

_____内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

第15条の2 介護時間は, 職員が要介護者の介護をするため, 要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに, 連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

暇, 介護休暇_____及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は, 職員が_____配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。), 父母, 子, 配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷, 疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため,

_____勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は, 前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに, 連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(新設)

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において
1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)

第17条 療養休暇、特別休暇（市規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(療養休暇、特別休暇及び介護休暇
____の承認)

第17条 療養休暇、特別休暇（市規則で定めるものを除く。）、介護休暇_____及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。